

科学技術振興対策特別委員会議録第十号

昭和三十一年三月七日(水曜日)

午前十時四十九分開議

出席委員

委員長 有田 喜一君

理事 椎名悦三郎君 理事長 谷川四郎君

理事 前田 正男君 理事 南 好雄君

理事 岡 良一君 理事 志村 茂治君

理事 稲葉 修君 加藤 精三君

理事 小平 久雄君 須磨彌吉郎君

理事 橋本 龍伍君 山口 好一君

理事 岡本 隆一君 佐々木良作君

理事 田中 武夫君 原 茂君

出席國務大臣

國務大臣 正力松太郎君

出席政府委員

野木 新一君

齋藤 憲三君

原 純夫君

島村 武久君

堀 純郎君

久布白兼致君

久布白兼致君

久布白兼致君

久布白兼致君

久布白兼致君

久布白兼致君

久布白兼致君

久布白兼致君

久布白兼致君

久布白兼致君

久布白兼致君

久布白兼致君

久布白兼致君

久布白兼致君

久布白兼致君

久布白兼致君

久布白兼致君

久布白兼致君

久布白兼致君

し、この際政府より資料の説明を求めます。齋藤政務次官。

○齋藤(憲)政府委員 資料の説明は詳細にわたりますので、掘説明員より説明を申し上げます。

○掘説明員 では、資料の説明をさせていただきます。

お手元に参加しております日本原子力研究所事業計画という大きいつづりがございまして、これから説明を始めます。これに、研究所の目的その他書いてございまして、これは原子力基本法並びに日本原子力研究所法に定められたことを書いてあるものであります。設立の年月日は未定でございますが、近く設立される予定であります。

それから事業の概要といたしまして八項目ほど掲げてございまして、これは原子力研究所法に定められる事業を行う予定でございます。原子力基礎研究、応用研究、原子炉の設計、建設及び操作、技術者並びに研究者の養成訓練、放射性同位元素の輸入、生産及び頒布、原子力に関するいろいろの資料の収集、それからこれらの研究その他の成果の普及、そのほかこれらに附帯する業務、こういう仕事をを行う予定であります。

これを具体的に事業計画として御説明いたしますと、まず原子力をどういう目的で開発するかというところはすでに御承知の通りでありまして、最大の目標は、エネルギー供給の不足を打開するということでございます。従って原子力研究所が行います原子力研究

の目標も、第一目標は、原子力発電というものに置いております。しかし原子力発電だけではなくて、これとあわせて、ラジオ・アイソトープの利用、その他の生産並びに利用の研究を行うということを目途としております。それからこれらの研究を行います具体的な研究計画は、実は原子力委員会の方針を決定する筋合いでございますが、ただいまのところまだその段階に手が回っておりませんので、一応昨年原子力利用準備調査会において決定いたしました原子力炉製造計画に従って研究を進める予定に一応いたしておきます。しかしこれは原子力委員会の方針の再検討があれば、当然計画が変るものがございます。それによりまして、三十三年度末に国産の実験用原子炉を作るということと、三十四年度に動力試験用原子炉を作るといふようなことを目途といたしまして、自主的に原子力の開発をするというふうな計画を立てております。

その原子炉設置の計画をさらに具体的に申し上げますと、一ページの下の方の(b)に書いてございまして、三十一年度内にウォーター・ボイラー型一基を納入いたし、同年度内にC P 5型一基を注文いたすということが先般の閣議で決定されておまして、こういうことをまず手始めに着手することになっております。これに使用します原子燃料といたしましては、濃縮ウランが必要でございます。これは先般締結を見ました日米原子力協定によって貸

与を受ける予定にいたしております。そのほか順次、国産炉、動力試験炉を築造して参るのでございますが、これらの原子炉がどういふ目的に使われるかということも簡単に御説明いたしますと、ここに書いてございまして、まず最初に備えますウォーター・ボイラーというきわめて小型の原子炉設置の目的は、技術者の訓練や、いろいろの制御測定に関する実験でございます。そういうものに関する基礎実験並びに放射性同位元素、ラジオ・アイソトープの実験的な生産——経済的な生産ではございませんで、研究的な生産、こういう三つをおもな目的にいたしておるのでございます。それから二番目に設置するC P 5型実験用原子炉は、いろいろの原子炉に使う材料の試験を行う。もう一つは、ラジオ・アイソトープを、研究的段階よりは多少実用的段階に至った生産を行う目的であります。それから三番目に作ります天然ウラン重水型実験用原子炉は、日本独自の、日本国内で開発いたしました自分の技術で原子炉を作るといふものでありまして、そういう目的で建設いたします。これによりまして、いろいろの原子炉に関する構造の試験とか材料の試験とか、そういうものを行う予定であります。自主的に日本で原子力の開発をいたしますのに一番問題になるのは、この国産原子炉をいかにして作るかという問題でありまして、この国産原子炉に必要ないろいろの資材は、三ページ目の上に表がございまして、

が、こういう順序によって、一部は輸入によらなければなりません。一部は国産で間に合う予定にいたしております。それから四番目には動力試験炉を入れますが、これは三十三年度の初めに大体その計画を立てて、三十四年度じゅうに建設を完成する予定であります。これによりまして、三十四年度じゅうに日本で初めて原子力発電が試験的に行われることとなりますが、この電力は、もちろん一般の送電網に連繫して、需用に供することができると考えております。

それからこの表では多少前後いたしますが、今申しました四つの原子炉の築造計画を表にいたしましたのが、第二ページ目に書いてあります。これは左が原子炉の名称でありまして、出力それに必要な原子燃料の数量、それからその築造計画を各年次、上下両半期に分けて書いてございます。以上で原子炉の築造計画の説明を終わります。

次は、研究計画でございます。これにはいろいろの研究が必要でありまして、基礎的ないろいろの研究を必要といたします。さらに原子炉ができましたと、この原子炉を中心いたしましたし、いろいろな研究並びに原子炉の設計に必要なデータを得るというふうな研究を進めたいと思っております。その詳細は、そこに羅列してあるような内容でございます。

それからこれらの必要な人員をどういうふうにして得るかという問題でござい

ます。

ます。

ます。

ます。

ます。

ます。

ます。

ます。

ます。

ます。

ます。

ます。

ます。

ます。

ます。

ます。

ます。

ます。

ます。

ます。

ます。

ます。

ます。

ます。

ます。

ます。

ます。

ます。

ます。

ます。

ます。

ます。

ます。

ます。

ます。

ます。

ます。

ます。

ます。

ます。

ます。

ます。

ます。

ます。

ます。

ます。

ます。

ます。

ます。

ます。

ます。

ます。

ます。

ます。

ます。

ます。

ます。

ます。

ます。

ます。

ます。

ます。

ます。

ます。

ます。

ます。

ます。

ます。

ます。

ます。

ます。

ます。

ます。

ます。

ます。

ます。

ます。

ます。

ます。

ます。

ます。

ます。

ます。

ます。

ます。

ます。

ます。

ます。

ます。

ます。

ます。

ます。

ます。

ます。

ます。

ます。

ます。

ます。

ます。

ます。

ます。

ます。

ます。

ます。

ます。

ます。

ます。

ます。

ます。

ます。

ます。

ます。

ます。

ます。

ます。

ます。

ます。

ます。

ます。

ます。

ます。

ます。

ます。

ます。

ます。

ます。

ます。

ます。

ます。

ます。

ます。

ます。

ます。

ます。

ます。

ます。

ます。

ます。

ます。

さいますが、これは(4)というところに、人員充足計画をいたしまして、毎年度百五十名程度充足して、各年ふやしていききたいというような計画であります。

それから次に、これらの研究に必要な金がどれくらい要るかということでございますが、これはまだ具体的な計画が立っておりませんので、ほんの試算でございます。まだ大蔵省に相談しておりませんが、四ページに掲げたような程度の金が必要ではないかと考えております。これは一応出資と補助金に分けてございますが、そう厳格なものではありません。これを合計いたしましたものは、初年度十億くらいになっております。このうち、一億は土地の現物出資を金に換算してあります。実際の出資並びに補助金は九億、そのうち政府が出す金が七億、これは国立研究所として原子力研究所の予算に大体七億をさいておりますが、民間出資二億くらいを一応考えております。これも確たる数字ではありません。そのほかに国庫負担行為を見返りとしたしまして、三億程度の借入金ができるのではないかと考えております。それを合せました十三億、これくらいは初年度の事業量として要るのではないかと思っております。次年度以降は、非常な概算であります。ここに掲げましたように、昭和三十一年度は三十四億くらい、その次は八十億くらい、その次は五十億くらい、金があるのじゃないかと考えております。それがどういふふうな固定資産になり、かつ流動資産になったりして消えていくかというこまかいことは、あとにいろいろ表がついておりますが、

この表の通りで、一応そういうごくおぼろげな数字を算定しております。続いて、研究所の内容について御説明いたします。お手元に「財団法人原子力研究所の現況について」というプリントが参っております。これに書いてございまして、財団法人原子力研究所は、昨年十一月三十日に発足いたしました。石川理事長以下ここに書いてあるような副理事長、常務理事その他の役員で構成されております。その内部組織は、二ページに出しておりますように、常務理事のもとに各部を置きまして、さらにいろいろな研究グループに分れております。現在のところ事務系統の要員が四十三名と技術系統が十七名、合計六十名の職員が奉職しております。これをさらに増員して参る計画で、この三月末には、百二十名程度になる予定でございます。

これまでいたしました仕事として一番大きいのは、まず建設計画を進めることとございまして、そのうち特に原子力研究施設を置く場所を選定いたしますために、土地選定委員会というのを作りまして、数度にわたって審議と現地調査を行なって参っております。その結果は、原子力局に報告が出て参っております。

それから研究設備につきましては、先ほど全般の計画でも申し上げましたが、ウォーター・ポイラーという原子炉を近く発注する予定でございます。このために、先般職員を渡米させました。いろいろな設計その他について打ち合せを行なっております。近く契約を結ぶ段取りになっております。そのほか大きな研究施設としてヴァンデ

グラフという機械がございまして、これは世界のおもな原子力研究所にはどこでも全部ついておられますが、この購入についても、打ち合せを行なっております。

それから、建物その他につきましては、ただいまのところまだ土地がはつきりいたしませんので、建設には至っておりませんが、設計その他を進めております。

研究所で考えます研究項目といたしましては、もう一つのプリントで、横書きで三十一年度研究部項目、下に財団法人原子力研究所と書いたのがございまして、これは、第一年度で各グループがどういふ研究を行うかということ、原子炉、物理及び計測、化学・化学工学・材料、放射線障害、建設等の基礎研究、動力炉の基礎調査、こういう若干の項目に分けて記載してございまして、その内容はごらんの通りでございます。

以上であります。○有田委員長 以上をもつて、資料の説明は終了いたしました。質疑の通告がありますから、これを許します。岡良一君。

渡す用意があるとして、その数字を示されておたわけです。こういう事実はあったのでございませうか。

○正力国務大臣 今の点は、私はまだ何にも聞いておりませんから、事務局から一つ……。

○堀説明員 お答えいたします。ただいまの重水と天然ウランでございますが、これは原子力研究所の研究計画に、専門の言葉で申しますと、エクスポンシナル・エクスベリメントという研究計画がございまして、これにはどうしても天然ウランと重水が必要といたしますので、そういうものを取得したいという希望がございまして、原子力局から、外務省を通じて、向うの政府の意向を聞いてみたことはございまして、原子力研究所が直接向うへ交渉したことはございませぬ。

○岡委員 しかし、それにいたしましたも、原子力研究所の運営上必要に迫られて交渉になったわけですね。それはいつなされたのでございませうか。

○岡委員 その辺が私は非常にあいまいな気がいたしますのであります。濃縮ウランの受け入れに関するアメリカ合衆国と日本国政府との協定第四条には、「合衆国原子力委員会によって代表されるアメリカ合衆国政府は、供給が可能であることを条件として、かつ、相互間の合意によって、日本国政府又は同政府が授権するその管轄の下にある者に対し、市場で入手することができ、かつ、日本国における研究用原子炉の建設及び操作に当り必要とされる原子炉用資材を適当と認める機関を通じて売却し、又は貸貸する。云々とあるわけです。そこで、新聞紙では、財

団法人原子力研究所が市場で入手できないために、直接アメリカ政府に交渉した、御説明を聞けば、原子力局としてされたということなんですが、しかし、事実上はやはり原子力局研究所がされたと同様なことではないかと思うのです。そうすると、原子力研究所が、この協定のいわゆる授権された者とみなされているのかどうか。その点、手続としては一応整っているようではあるが、事実上、少し行き過ぎてはいるのじゃないかという感じが実はいたしましたのです。その点はどうかということなんです。

○島村説明員 ただいま岡委員から引用されました日米間の原子力の非軍事利用に関する協力のための協定でございますが、原子力研究所に使用するために、重水あるいは金属ウランにつきまして、原子力研究所の研究のために必要であるというところから、アメリカからこれを得たいという希望は前からあったわけでございます。果してこの協定とどのような関係に立つものであるか、ただいまおっしゃいました市場で入手することができないものとして、この協定に従って購入あるいは貸借を受ける性質のものであるか、あるいはそうでなくて、協定外として重水等も売られておるような、あるいは売ることができるような、あるいはかもしらぬというようなことで、その間の事情を聞いておたわけでありませぬ。先ほどおっしゃいましたように、当然この協定に伴うものとしてやりませぬ場合に、原子力研究所が単独でアメリカに交渉するかどうかという点がありませぬれば、これは少し行き過ぎたというところも考えられるわけでございます。

すけれども、先ほど堀説明員からも申し上げました通り、外務省を通じて、正式に向うの意向を尋ねておるわけでございます。原子力研究所として行き過ぎというふうには考えておりません。またその内容につきましては、一月に原子力委員会が発足いたしました後に、研究所からもその必要性につきましまして委員会の委員の方々に説明をして、原子力委員会におきましても、重水および金属が、研究上、原子炉の購入に先だつて必要であるということが認められておるわけでございます。先ほどの手続の問題と関連いたしました、いずれから見ましても、原子力研究所は行き過ぎたことを行なつておるといふほどのことではないというふうな考へております。

○岡委員 重水あるいは金属材料等については、自由な市場において取引がされるのでしようが、天然ウランはなかなか容易にはいかなないのじゃないですか。相当輸出等についてもアメリカの規制を受けておるのでしよう。
○島村説明員 御説の通り、天然ウランにつきましてはもちろんでございます。そして、その後確かめておるところによりましては、重水も同じように、この協定によつて、アメリカとしては日本に供給したいという考へであることが、現在までにわかつております。
○岡委員 そうすれば、今度われわれが審議をしておる原子力研究所が発足して、初めてこれが授権された相手方として、アメリカ国政府を代表するアメリカ国の原子力委員会との間に、天然ウラン、重水その他必要な資材等についての取引が開始される、こういうことになるわけですね。

○島村説明員 ただいまおっしゃいましたように、この法律が成立いたしましたので、現在の財団法人原子力研究所が日本原子力研究所に移りかわりました際に、入手し、かつそこで使うものがあることは間違いございません。しかしながら授権されたという協定の言葉を引用せられました。成立してないうちでも、成立を見越して、原子力研究所に使われるというのでなしに、現在の財団法人原子力研究所に使われないがという趣旨で向うに話をいたしておるわけでございます。
○岡委員 これは、使用される場合には、授権されたものでなくても使用することができると。しかし、それについては、アメリカに対していろいろ保障を与えなければならぬ、そういう手続になつておるのじゃないですか。
○島村説明員 御質問のように、まだ詳細判明いたしませんけれども、この協定に基づいて行われます限り、最小限度の保障ということが必要になつて参ります。これは当然でございます。これは日本国政府の責任において向うに約束するということになるわけでございます。

○岡委員 そうすると、先ほどのお話では、日本原子力研究所が発足するということ、そのために国産的な原子炉の築造等についても、いろいろ材料として天然ウランや重水その他が必要である。そういうわけを一月以降なされたという事になれば、当然原子力委員会発足後なされたことになつて。この問題は、原子力委員会としては重大な案件ではないかと思つておる。原子力委員会は、この問題を正規な案件として取り上げられて御討議になり、その決定を待つてこのような手続をとられたのか、寡聞にして私はそういうことがあったことを知つておらないのですが、その間の事情を御説明願ひたい。
○島村説明員 アメリカに対しての金風ウランあるいは重水を供給してもらいたいという研究所の希望は、原子力委員会としても検討されたわけでございます。その結果、先ほど申し上げましたように、研究所が将来原子炉を築造してやうに参ります。先だちまして、そういうような研究材料が必要であるということが委員会によつて認められておりますので、その結果を原子力局から外務省に通牒をいたしまして、外務省を通じて交渉してもらつておるといふことでございます。原子力委員会ができておりながら、原子力委員会を抜きにして、原子力局あるいは外務省だけでそういうことをやつておるといふことは決してございませぬ。

○岡委員 財団法人原子力研究所が、人事問題で独走しているというふうな世の批判もございしますが、まことに執拗な話でございますが、何日の原子力委員会においてこのような問題が議題として討議されたのか、議事録等も含めて、明日でも御提出願ひたい。
それからもう一つは、この財団法人原子力研究所について、いろいろ新聞等を通じて、いわゆる独走というふうな批判があるようですが、たとえば原子力研究所の研究員の推薦についても、そういう批判が一部にあるように思ふ。せっかく財団法人原子力研究所を日本原子力研究所が引き継ぐわけですから、してみれば、やはり日本原子力研究所そのものへの批判にも相ならうと思ふし、またそれらの批判が事実であるとすれば、日本原子力研究所の今後の運営、特に技術者の整備等においてもいろいろ問題が起りはしないかと思ふ。要するに、批判というのは、たとえば各大学のそれぞれ信頼のできる教授の諸君に対して、その原子力研究所の研究員と申しましようか、その推薦を依頼する。一方ではまたそういう信頼し得るに足る人々を通じて、適格であるかどうかを審査する機関を作つても、ところが審査する機関は作つたけれども、事前にすでに人を委嘱し、推薦を待つておる、また応募者を待つておる、そして採用者も何十名かきめてしまつておるようなことがあつたので、せっかく委嘱されて、その審査に當らうとする機関の意向が無視された。ここにも一つ独走があるわけなんです。こういう人事の問題は、微妙であるだけに、周到にかまへなければならぬと思つておる。こういうふうな行き違ひがあつたのかどうかという点につきましてお聞かせ願ひたい。
○島村説明員 研究所の研究員の人事につきましては、独走という傾向があるのではないかと、いろいろ尋ねてございしますが、これにつきましては、多分に誤解に基づく点があるのではなからうかと思つておる。研究所は、広く官民の協力によりまして、優秀な人材を集めなければならぬことは、たびたび国会でも御意見として伺つておる。ところでございまして、研究所でも、研究員を集めます際には、各界の權威の方をお願ひして選考委員になつていただいて、現在その選考が進められておるといふふうな承知いたしておるわけ

でございます。何分にも昨年出発いたしました以来、研究所の幹部になるような方々、あるいはその研究の中核なられるような方々は、さような選考委員会を経て一般的に採用いたしました。以前においても、ある程度は必要なおきましまして定評のあるような専門の方々は、そういう選考を待つひまもなく、すでに研究所に職員として入つておられるわけでございますが、これはさような一般的な研究員の任用と區別して、当然考えらるべきこととございまして、さような点があるいは一部に誤解を生んで、先生のお耳に入つておるといふふうにも考へるわけでございます。私どももいたしましては、人事の点でもさかして公平に、優秀な人物を各方面から集まつておる。研究所の行き方を認めておるわけでございます。その点につきましては、きょう参考人として久布白さんも来ておられることでもございまして、なんでもございまして、直接お聞き願ひしてもけっこうだと思つてございしますけれども、私どももいたしましては、人事の点について、原子力研究所が独走しているというふうには決して考へておりませんので、御了承願ひいたします。
○岡委員 久布白さんは常務理事をしておられるわけなんです。新聞紙にはいろいろ記事があります。昨年の十二月、理事長である石川一郎氏が、個人名で各大学学長あつて研究所員の推薦方を依頼したとありますが、こういう事実はありますか。
○有田委員長 この際お諮りいたします。財団法人原子力研究所常任理事久

布白兼致君を参考人といいたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○有田委員長 御異議がなければ、さよう決定いたします。久布白参考人。

○久布白参考人 それでは、私から御説明申し上げます。これは研究所の理事長として、各大学研究所及び財団法人を設立いたしますときに協力していただき、推薦方をお願いしたわけであり

○岡委員 財団法人原子力研究所がその研究員を委嘱になることは、ちょっと悪いことではないと思うのです。ただ、すでに日本原子力研究所が発足するということは、既定の事実なんです。しかも十二月には、一月一日から原子力委員会が発足しようとする

と、これも既定の事実だったので。このようにはとんだ確定的な事実を前にして、財団法人原子力研究所の理事長が、個人であろうとなかろうと、そういうことをされるのはおかしい。当然原子力委員会は、原子力研究所の人事に対しては重大な責任を持たなければならぬ性質のものなんです。原子力研究所の将来中核体となる所員を選ぶのですから、原子力研究所としても、当然重大な責任事項なんです。こういうことで原子力委員会ができる、原子力研究所ができるという既定の事実を前にして、十二月も押し詰ま

からこういふことを出されるということとは、私は筋が通らないのじゃないかと思うのです。その点についてはどういふふうにお考えですか。

○久布白参考人 御説明申し上げます。財団法人原子力研究所が正式に許

可を得まして発足いたしましたのは、十二月二日でございます。それから事業計画、研究計画、あらゆるものを急速に整備しようということでスタートしたわけでありまして、十二月の初めにスタートした財団法人の研究計画につきましても、急速に準備すべく段取りをしたわけでございまして、あなたが想定しまして、そういうことを準備すべきではないということではなく、原子力研究所に對しまして、いち早く推進せよという至上命令によって、そういうことを準備したわけでございます。何もそういうものを無視して、独走したということではないのじゃないかと存じております。

○岡委員 それでは、財団法人原子力研究所は、一体何名の会員で、どれだけの資金を持っておられますか。

○白布白参考人 財団法人設立当初のもくろみといたしましては、民間の寄付が大体二千七百万円、それからその四倍の借入金、それから政府の補助金としまして六千四百万円、約一億九千六百万円の想定のもとにスタートをしたわけでございます。

○岡委員 それだけの予算では、原子力研究所として十分な御活動ができません。どこを申すまでもないので、その結果、どここの国でも、原子力の研究に對しては大幅な国費の交付なり補助があるわけですね。もちろんそれは期待されておられると思うのです。そういう予算の資金の範囲内において、原子力研究所が将来は日本原子力研究所として発足すべきものであり、またすること

がほとんど確定された事実となつておるときに、その研究所の運営の重大な

人事の問題が、特に急いで中核となる人間を選びたいというふうなことで、原子力研究所が財団法人の段階においてきざめられるということは、やはり行き過ぎではありませんか。

○久布白参考人 財団法人と申し上げましても、これはやっぱり一応の研究を進めると定款にもうたわれておるのでございまして、研究項目は、多少の変更はあるかと思いますが、細目については、ほとんどが似たようなことをやるという建前で財団法人が設立されております。もしそういうことをやらない建前で仕事をいたしますならば、財団法人設立の必要はないはずでございます。将来の変更は別といたしまして、どこまでも、財団法人として

はそういう研究をやるという建前で設立をされておるわけでございます。そういうつもりで準備が進められたわけでございます。

○岡委員 これは、まさかそういうことでもないと思ひますが、新聞の記事を見ますと、財団法人原子力研究所の所員採用条件は、身体強健なること、協調性のあることの二点だけで、その人間の学術的な能力は問題にしておられないと書いてあるのです。もっと的確な採用条件があると思うのですが、こういう機会にはつきりと、どういうことをお示しになって採用になったか、お伺いしたい。

○久布白参考人 今のお話は、研究員の問題だと存じますので、少し質問の範囲外にわたるかもしれませんが、今までにどういふことを考へておるかに

ついて申し上げます。現在選考委員をもってやっております方法は、大体若い研究員の方が主でございまして、学

校卒業後の履歴をいたしましたしては、卒業後数年の研究をされて、十年程度までというのが現在のおもなものでございまして、五年以上たつた方につきま

しては、研究歴はあるわけでございまして、一応研究歴をつけていただきたいというところで、研究歴をつけていた

ておりますけれども、まだ卒業後年の数の短かい方は、研究歴だけでは選考できない面がございまして、これは選考に当りまして、学術試験まで課す予定でございまして、そういうこと

で、全部学校の成績及び研究の履歴及び学術試験というものをあわせて用いる予定でございまして、研究歴の非常

古い方は、その研究歴によって選考したいということを進めておるわけでござい

ます。その結果を選考委員会にかけてまして、選考委員会では、事務的に、主任研究グループに委託し、今、調査をいたしておるところでござい

ます。そういう状態でございまして、もちろん健康状態は従業員として非常に大切でございまして、必ず健康診断をいたしまして、健康が悪ければ採用しないことになっております。もちろん

それが重要なファクターであります。が、どこまでも研究と成績というものが問題になるわけであります。

○岡委員 私どもいつも心配しておるのですが、私どもは若い研究者をできるだけ集めてもらいたい。ところが、その待遇が国家公務員というところで縛られてくると、なかなか思うにまかせ

ない。もちろん若い人は、月給が別に高くなければならぬとは思わないと思

うのです。十分に、思う存分に研究がしたいといううらばな意欲が満たされる

か満たされないかというところに、足

踏みをするかそこへ入るかの大きなけ

じめがあるわけですから。そこで、現在原子力研究所として、すでに雇用をされた所員は、どういふ処遇を与えられてお

るのか、そういう御計画に基いてす

で、その辺を聞かせてもらいたい。

○久布白参考人 それは資料として

七名採っております。その内訳を詳しく申し上げます。そのうちの五名は、主任研究員でないわけゆるヘッドで、こ

れは設立当時の委員会でおきめ願

いたした設立当時の委員会という形で、各種の大学の先生方及び研究所の主任研究員

のおもなる方にお集まり願ひまして、現在も御協力願つておるわけでござい

ます。その中で所員になってよろしいという方、五名が所員になってお

員になるわけですが、今のところまだ研究段階までいかないのをございまして、事務的な問題を進めるために、主任研究員の下に、最小限度の助手的な若い方を入れたというのが実情でございます。これからの研究員は、御承知の通りほとんどふえませんが、ほんの一部が、主任研究員の作業的な手伝いとして入れられたというところでございます。

○岡委員 原子力研究所で処遇条件を引き継がなければならぬと思うので、その点を突はお聞きしたわけなんです。それから、大学の教授の諸君も少し偏狭だと思つて、どうも少し越権じゃないか。他から推薦をされても出さないぞというふうなそ曲りな教室があるのですか。あればどこのことですか。

○久布白参考人 実は、それと私らの考えは逆だと思つて。実際これから四十人ぐらゐを選考いたしますが、ほとんど引き継ぎ来ておられます、いつまでも引き継ぎませんので、一応二月まで締め切っておりますが、三百四十四人ございます。非常に多いので選考にひまを食ひまして、実は首を上げておるところでございます。処遇について先ほど申し忘れましたが、大體特殊法人という意味もございまして、財団法人としてもよそ並みというふうな気分がございまして、学校出は、電源開発と同じ処遇をいたしております。

○岡委員 電源開発と同様な処遇を与えらるゝと、とにかく日本原子力研究所がこれをそのまま引き継がなければならぬ格好になるわけですが、そういうことになるわけですか。これは齋藤さん

どうです。

○齋藤(憲)政府委員 今回提案いたしました日本原子力研究所法案によりまして、現在あります財団法人原子力研究所の職員はそのまま引き継ぐということになっておりますから、待遇その他もそのまま引き継ぐことが原則だ、そう考えます。

○岡委員 いろいろ不審に思つておつた点も一応氷解したわけですが、とにかく慎重にお願いしたいのは、やはりアメリカとの間にちゃんと協定を結んで以上、協定に基いて、その資格のある者、受験された者が正規な手続を経ることが必要だと思つて。あるいはまた学術会議の関係等は、これまでもやはりいろいろと意見の疎隔があつて、あの一月の正力国務大臣の動力協定なんかで、もう新年早々大めめをしたりしておるわけですから、そういう点は間隙のないよう、周到にやつていただくということから、少しこういうことをお尋ねしたので。原子力研究所もいよいよ晴れて日本原子力研究所へ今度は大きく発展的な解消をされるので、その間を、万人ひとしく納得し得る形をぜひともやつていただくことを希望いたします。いろいろお騒がせいたしました恐縮いたしました。

○有田委員長 志村茂治君。○志村委員 政府提出の日本原子力研究所法案について、まず最初に役員任命についてお尋ねしたいのです。理事長は、原子力委員会の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。副理事長及び理事は、理事長及び原子力委員会の意見をきいて、内閣総理大臣が任命する。こういうことになっておりますが、原子力委員会ができました今日、

なぜ原子力委員会の推薦という形をとらなかつたか、その理由をお尋ねしたいと思つて。○齋藤(憲)政府委員 たいだいま御指摘の点でございますが、御承知の通り、原子力に關します全般的な基本計画でございますから、当然原子力研究所も、原子力委員会から、当然原子力研究所の点でございまして、御承知の通り、諸般の研究を進めていかなければならぬと思つております。従いまして、理事長はあくまでも原子力委員会と一体をなす形をとらなければ、なかなか将来の研究に原子力委員会の決定が十分に反映できない、さような見地から、理事長は原子力委員会の同意を得てという程度にした方がよくないか。御指摘のように、原子力委員会の推薦という形になりますと、いろいろな問題が起るのではないかと、それよりも、政府としては、これが適當であるという人を選んでは、特に原子力委員会の同意を得ることにした方が、原子力研究所に対する責任上からも適當ではないかと考へて、さようにいたしましたのであります。それから副理事長及び理事は、理事長及び原子力委員会の意見を聞いてこれを決定する。これも軽い意味の同意と考へてさしつかへない。副理事長及び理事は、これまた理事長及び原子力委員会と一体をなしていかなければならぬので、副理事長及び理事は、理事長及び原子力委員会の意見をきいて、内閣総理大臣が任命する。まあこのくらいで、原子力研究所の運行は一体化ができるのではないかと、そういうような観点から、かように決定いたしました次第であります。

○志村委員 これの十二条の法文の解釈からは、役員を選出についてのインシニアチブは、あくまで政府がとるといふふうに解釈されるか、あるいはどういふふうに解釈されるか、あるいはどのようにならぬか、その点を明らかにしてもらいたい。○齋藤(憲)政府委員 この原子力研究所は、もちろん原子力委員会の決定した線に沿つて研究を進めて参ります。行政的処置をいたしましては、総理大臣の監督下に属しますので、こういう形の方が適當であると思つたのであります。

○志村委員 もちろん原子力開発の基本計画は、原子力委員会がこれを決定し、内閣総理大臣がこれを尊重しなければならぬというふうな規定になつておるのですが、ただ事業計画だけではないかと、ほんとうに民主的に運営しようとしたならば、研究員となるべき、あるいはその指揮者となるべき人事についても、原子力委員会がむしろインシニアチブをとるような形にしなければならぬと私たちは考へておるのであります。そう申しますことは、原子力基本法にも書いてあります。通る、原子力開発は民主的に行われなければならぬ、しかも民主的に行うためだからといって、われわれは超党派であらゆる準備を進めてきたのであります。政府がインシニアチブをとる、政府といへば、いざれ政党内閣において、一つの政党に属しておるのであります。その政府がその研究の一つの大きな面、半面である人事については、インシニアチブをとるといふことは、大きな疑問がある。でありますからして、われわれが原子力開発のための、ほんとうに民主的であり、超党派である

として作りました原子力委員会に、人事の面についてもインシニアチブをとらすべきであつて、一党一派に属しておる政府がこのインシニアチブをとるといふことは、果して基本法に依つて民主的な運営であると解釈できるかどうか、その点疑問があるのです。その点を明らかにしていただきたいと思つております。

○齋藤(憲)政府委員 この原子力委員会を設けました趣旨は、たいだいま志村委員から御指摘の通りであります。超党派的に原子力問題を取り扱つて、時の政府の権力によつて左右されないために原子力委員会を設ける。しかし、原子力研究所は、行政的には総理大臣の監督下に入るのであつて、この原子力研究所の人事までも原子力委員会にゆだねることには、私はならないと思つて。大局において、原子力問題は原子力委員会において超党派でやる、その同意を得て理事長を任命することになりますれば、私はそれで態勢は十分である、さように考へております。

○志村委員 問題は、その任命についてのインシニアチブをどこでとるかというところでございますが、一歩譲つて、理事長の場合は原子力委員会の同意を得る、同意がなければ任命できぬということであれば、それは相当強度なものだと考へられるのであります。副理事長以下平理事の場合においては、原子力委員会の意見を聞いてということになっております。意見を聞いてということとは、意見を聞いた事実があれはよろしいのであつて、必ずしもそれに従わなければならないということはないというのが普通の解釈である。そういうふうなことで、もし政府が原子

第二類第四号 科学技術振興対策特別委員會議録第十号 昭和三十一年三月七日

力委員会の意見に反して、ただ聞いたという事実だけによって任命されるといふことがないか、これをお聞きしたい。

○齋藤(憲)政府委員 それは、御承知の通り、原子力委員会の決定は、内閣総理大臣は尊重しなければなりませんので、原子力委員会の同意を求めざるに、不同意であれば、総理大臣はそれを尊重する。結局総理大臣が尊重しなければならぬというところに重点を置いて、これで十分だと考えたのであります。

○志村委員 あまり議論はしたくないのですが、この委員会の副理事長、理事の場合は意見を聞いてということになっておる。こういう表現の仕方は、意見を聞いたという事実があればよろしいというのが通例の解釈でありましょう。そうしますと、同意の場合はそれでよいですよ。しかし副理事長あるいは理事の場合は、同意はなくても任命できるということに解釈できるのではないのでしょうか、どうでしょう。

○齋藤(憲)政府委員 その意見を聞いてきめるのでございますが、その間に意見の食い違いがあれば、これは意見の食い違いに対処するところの内閣総理大臣の一つの責任が出てくるわけでありませぬ。しかしこの原子力委員会を設けまして、超党派的に原子力の問題を推進していこうという建前から考えますと、理事長は原子力委員会の同意を得て、これを任命するのであって、その理事長と原子力委員会が賛成の意見を吐かない者に対して、内閣総理大臣がしてこれを任命するというようなことは、これは異例のことであつ

て、そういうことは私たちは起きないと思ひます。理事長を任命するに際しましては、原子力委員会の十分な了解、同意を得てこれを任命し、さらに理事長と原子力委員会との意見を聞いて、副理事長、理事を任命する程度で、十分この間の万全を期し得られるという観点で、かようにいたしておるわけでありませぬ。

○志村委員 それでは、この意見を聞いてというものは、内容は同意と解釈してよいのですか。

○齋藤(憲)政府委員 意見を聞いてということでございますから、副理事長及び理事の任命に当りましては、十分理事長及び原子力委員会の意見を聞くのでありまして、なるべくその意見に沿うように努力するという意味に解釈していただいてよいと思ひます。

○志村委員 どうもはつきりしません。その意見を尊重するということは、尊重しなくても、意見に従わなくてもよいということを考えられるわけであつて、特に今の原子力研究所において、研究員の選任等に当つては、協調的な人物を選ぶという方向に、原子力委員会に、一つの方向によつて着色されるということも、ある程度考えられないことではない。従つて、こういうような法文の表現の仕方であつて、役員を選任については政府がまずイニシアチブをとる、それで、第二項においては、はつきり意見を尊重しなければならぬということも、何も書いてないというふうなことになる、何か基本法の根本が、この人事の面においてくずされてくるのではないかと、われわれ心配するわけであつて、せひそういうことがない

ように、あくまでも原子力開発の基本法の精神は守つていただきたい。その際に、私はこの条文が不満足であるといふことを述べておるのであります。それから、次に監事の場合には、これは内閣総理大臣の任命でけっこうだと考えておりますが、第十九条に、顧問という条項があります。この顧問というのは役員であるのですか、ないのですか。

○島村説明員 お答え申し上げます。この法律で顧問と申しておりますのは、役員及び職員と同じような格で、それに並ぶものとして規定したものでございまして、役員には入っておりませぬ。

○志村委員 大へん意味が軽くなつてくるのでありますが、第十九条第一項に「業務の運営に関する重要事項に参画させるため、顧問を置く」とある。これは役員ではないが、重要事項に参画させる相当地位にあるものと思ふのであります。その人たちの選任について、やはり平理事の場合と同じく、原子力委員会の意見を聞いて内閣総理大臣が任命する、こういうことになつております。全体を通じて見ますと、この原子力研究所は、われわれの予想したほどいわゆる民主的であり超党派ではない。もしほんとうにそういうアイデアを持つてされるならば、こういうような規定でなく、もう少し原子力委員会の意向を尊重したことが書かれてあればよろしいと思ふのであります。政府が一貫したイニシアチブをとるといふような態度が、ここにはつきり見えておるのであります。その点について何か特別に、やはり基本法の精神はあくまでも守つていくのだ

というふうな考えであるかどうか、その点をお尋ねしたい。

○正力国務大臣 お答えいたします。これは、申すまでもなく基本法の精神をあくまで守つていきます。そして先ほど次長からお答えがありました通り、内閣総理大臣は委員会の意見を尊重するとありまして、これはほかの条文にないのではありません。これだけ特に書いてあります。ですから、委員会の意見に反するようなことはいたしません。従つて民主的に運営できると信じております。

○志村委員 最後にはつきりさせておきたいのですが、一般の法律の解釈を聞いたという事実があればそれでよろしいということではなくして、やはり基本法に書いてある、その意見を尊重する——基本法は意見でない、決定だつたですね。決定を尊重しなければならぬ、意見はあくまでも尊重される、こういうことなんでしょうか。

○正力国務大臣 全くその通りです。普通の意見を聞くというものはあります。意見は尊重いたします。

○志村委員 それでは、次に第四条の資本金のことについてお尋ねしたいのであります。政府の資本金としての出資額は、二億五千万円ということに限定されておるのであります。この二億五千万円という資本額の根拠を一つ教えていただきたいと思ひます。

○正力国務大臣 これについては、実は昨日もちょっと御質問がありました。最初にはあまり金は要らぬのであります。民間から大体二億くらい金が出るというあれがありましたから、そうすれば政府の方で二億五千万円、

つまり四億五千万円あれば最初のうちはよろしいということ、二億五千万円ときまつたのであります。民間からの比較上じゃないので、民間にとらわれずに、今要する金が大体四億五千万円だ。そういう意味において、今必要なる金の限度をきめて、民間から二億が出るということでありませぬから、二億五千万円という金額をきめたわけでありませぬ。今後もしなお金が必要になりますから、現に予算もつてありますから、あとのふやすのは、全額政府でいくことになるかと思ひます。

○志村委員 大体民間からは二億くらい出るだろう、そうして政府の出資二億五千万円、総計資本金は四億五千万円、こういうことを言われておるのであります。本日御提出になりました日本原子力研究所事業計画によりまして、昭和三十一年四月一日から三十二年三月三十一日までの出資は、六億三千八百八十二万二千円とすることを予定されております。しかもその次の第一期決算における貸借対照表を見ますと、資本金として六億三千八百八十二万二千円が計上されております。どうもその辺の数字が合いませんが、どういふふうにご考へておられますか。

○正力国務大臣 それはなお詳しい数字の説明を事務当局からいたさせます。要するところ、初めのうちは四億五千万円、あとに五億何千万円あるものであります。あとの分を加えなかつたわけでありませぬ。なお数字的な詳しいことは、事務当局からお答えいたします。

○堀説明員 説明を補足させていただきます。当初の資本金は二億五千万円でございますが、それが仕事を進めて

つらつと進んでいって、民間から二億五千万円、あとに五億何千万円あるものであります。あとの分を加えなかつたわけでありませぬ。なお数字的な詳しいことは、事務当局からお答えいたします。

いきまことに従って、増資を必要とするのじゃないかというふうな見込みのもとに、この数字を立てておられます。六億三千万円の増資になっておられますが、このうち一億は、かりに土地の現物出資があった場合、これを一億と評価いたしました。それを一億含んでおられます。それからあと五億三千万のうち、二億は民間出資があるものと予想いたしました。これもきわめて不確定のごとでございまして、かりにこれを二億といたしまして、二億入れてございまして。あとが、二億五千万円から引きましたのが同一年度内の増資の分でございます。それから出資と補助金の区別は、資本的支出に当りますものを出資といたしまして、消耗的な出資に当りますものを補助金と一応算定しております。

○志村委員 今のお話でも、当然本年度内に増資を必要とするということが予定されておるにもかかわらず、二億五千万円しか出資されないということとろがおかしいじゃないですか。

○島村説明員 本年度の計画といたしましては、先ほど堀説明員から申し上げましたような数字の出資金を必要とするとは大体見込んでおりますけれども、同じ本年度でも、設立当初からそれだけのものをかかえておらなければ、仕事ができないという筋合いのものではございませんし、なおお手元に差し上げました資料につきまして、私どもで現在大ざっぱに考えておる見通しのなものと差し上げましたので、精密な資金計画等は、この法案が成立いたしました後において、研究所の設立と同時に、その責任者によってまた検討されて、正式なこの法律に

よる手続を経ました固まった資金計画になる、こういうことになりまして、現在のところは、先ほど大臣から申し上げましたように、予算面での範囲内において、とりあえず必要とされる金額というところから、民間の二億ということも大体見当づけられますので、政府の方は二億五千万円も出せば、当面差し支われないものという意味で、政府出資を設立当初において二億五千万円としてあるわけでありまして、従いまして、計画の進行に伴いまして、資金計画等もはつきりいたして参りましたならば、年度内におきましてもさらに増資を行なうことを予想しておるわけにございまして、政府出資を求めるといふ形になることを予想して資料面あるいは予算面を食い違ひがあるというふうなものはございせんので、御了承をお願いいたします。

○志村委員 なるほど原子力研究所の予算は、政府の債務負担行為を合せて十九億ということと承知いたしておるのではありませんか、二億五千万円の根拠がどうもおかしいと申しますことは、大体資本金というものは、相当長期間の資金計画の対象にならなければならぬ、こう考えておるのであります。一年もたない、半年先には増資しなければならぬというふうなこの資本計画をするというものは、何か納得がいかにぬのです。特殊な事情がそこにあるのでしょうか。それをお尋ねいたします。

○島村説明員 何も特殊な要素は全然ございせん。特に予算面でも、これより多くの金額がとられて、御承認いたしておるわけにございまして、

これより多くても一向差しつかえがなはずのものでございましてけれども、何分にも先ほど申し上げましたように、この研究所の固まった意味での資金計画と申しますものは、この研究所法が成立いたしました、その後において、その責任ある者の手によって作成せられ、かつまたこの研究所法で定められた手続によりまして、内閣総理大臣の認可を得、さらにその際は大蔵大臣と協議いたしましたして決定するということになつて、初めて確定する性質のものでございまして、従いまして、補助金との関係もございまして、どの分を補助金で出すことも、基本的には、先ほど堀説明員から申されましたように、出資に当然充てると考えられる固定資産的なものは、出資としてまかなうという原則はありますが、具体的にそれをはつきりいたさせますには、いまま少し時日を要することと考えておるわけにございまして。とりあえず設立の当初は、この程度あれば十分であろうというところで、民間出資との関係も見まして二億五千万円という数字、合せて結局四億五千万円ですが、その程度のものであるという計算で出しましたわけにございまして。決してその間に特別に、政府の出資を予算で認められておるにかかわらず、出さないこととしたというふうな意味は全然ございせんので、御了承をお願いいたします。

○志村委員 たえば第四条の第五項に「政府の出資額は、常時、研究所の資本金の額の二分の一以上に当る額でなければならぬ」というように書いてありますが、ここにいろいろわれわれ

が考えなければならぬ点があると思ふのであります。一方、民間で二億五千万円という数字が出たのじゃないかとも考えられますし、もしそういふことになりまして、私どもが心配したように、大蔵省が、将来出資の場合には、民間出資の五〇%以上であればよろしいという根拠がここでもって足を出してきたのではないかと、この感じがいたすのであります。これはもちろん感じでありまして、そういうふうなことでないならばわれわれは辛いだと思ふのですが、その点はいかがですか。

○正力國務大臣 これは大蔵省ともよく話してありますので、最初はこうすくけれども、あとは政府の方で全部出すようになるかもしれぬということと了解を得てあります。これは先ほど申し上げました通りに、最初金はたくさん要らぬから、四億五千万円だから、二億五千万円にしておけばいいこととありまして、将来は何かその範囲でということではあります。これはよく大蔵省とも打ち合せてありますから、御懸念の点はありません。

○志村委員 それでは、次に民間出資の見込みについてお聞きしたいのであります。この出資金というものは出資証券でございますが、元来は何の権限もついていないものである。もちろんそうでなくてはならない。この研究、原子力開発の性格上、そうでなければならぬのであります。出資証券という形をとられたのは、こうであるというが、しかし民間側から考えてみれば、何らの権限も持っていない、金額

としても相当高額の二億円という金が出るという事です。これについてはいろいろ考えられる点もあるのですが、この二億円の出資についての話し合いの経過がありましたら、その点を明らかにしていただきたいと思ふます。

○正力國務大臣 たいだいま、民間から金を出す以上、そこに何らか利益がなければならぬんじゃないかというふうな点も含むものと思ひますが、実はこう考えていたわけではないのです。民間でも、原子力はどうしても産業開発上必要だ、また原子力によらなければ、ことに発電などはいかぬという考えが、あります。従つて、国家のために献身的に、必しもこれにうけがなくてはならぬというものではあります。従つて単なる証券でけつこうだ、それほど民間は熱心なのであります。民間というが、これはそういう意味ではあります。民間から、どうぞその意味を含んでおいていただきたい。

○志村委員 もう一つそれに関連して、お伺いしたいのであります。実は、民間で原子力研究所に出資証券であるにいたしまして、出資した場合には、それに対して税務署は課税をします。従つて、民間の人たちは、こういう出資なんというよりも、むしろ寄付金の方が税金がかからないだけである、同じ何の権限も何の配当もないというものであるならば、どうせ捨てるような金ならば、出資よりもむしろ寄付金の方がよい、こういうことを言っておるのであります。寄付金の形をとらないで、出資証券の形をとられたの

七

はどういうわけでありませうか。

○正力国務大臣 それはさつき申し上げましたように、民間は寄付でもいいという考えを持っておるのであります。しかしこれをわれわれは特殊法人にしたい。政府の方では、全額政府でやりたかっただけです。それを特殊法人にしたために、こういうことになったのであります。

○志村委員 そうしますと、今度は大蔵省にお尋ねしたいのであります。さつき読み上げた第四第五項には「資本金の額の二分の一以上に当る額でなければならぬ」ということになっておられますが、最初の出資以降において、民間から出資があると見込まれておるかどうか、この点をお尋ねしたいのであります。

○原政府委員 私どもは、極力多額の資金を動かすというために、また財政上の理由もございまして、民間からの出資が今もできるだけあることを希望いたしております。

○志村委員 希望はわかっておりますが、一体どのくらいの見込みを持っておられますか。どうも今後は出ないのじやないかというふうにも考えられませんが、どうでしょうか。

○原政府委員 金額の見込みになりますと、一応見込みは本日出ておるのでございまして、実際のスケジュールの動きの中身というものは日進月歩です。そのときどきの新しい情勢を取り入れてやっていくことになると思いますが、もろがきまらせんと、またその後年度の財政状態あるいは民間からの費用の状況というふうなことも見当がつきませんので、額について別段はつきりした計画を持っておるといふこと

はございませぬ。

○志村委員 金額については全然見込みを持っておられない、こういうふうなお話であります。そうしますと、われわれの期待している金額に非常に大きな不足という場合もありませんし、また予想以上に大きいという場合もありません。大きいという場合を想定いたしますと、たとえば原子力研究所で五十億の金が要るようであるというとき、民間からたとえ三十億と出たとき、場合によってはどうなんでしょうか。この場合には二分の一以上をこえなければならぬという、不必要であつても、なお政府は三十億以上を出すということをお考えられるのですか、どうなんでしょうか。

○原政府委員 非常に民間の方で出す、出そうということになりませぬ時期は、おそらく研究所の仕事がかなり企業のものとの関係がついていく時期だと思つておられます。そういう時期は、また今考えておる情勢と根本的に變つて参ります。今は相当に援助をしなければならぬというつもりで、二分の一以上に当るものでなければならぬということを言つておられますけれども、そういう非常な企業的な分野にまで原子力研究所の活動が入ってくるという時期には、法律自体もまた考え直す事態があるかとも思いますが、五十億の資金がある、それを出資で五十億を調弁するといふ場合は、半分以上ですすから二十五億以上を政府が出すということに相なつて、民間の方は、いわばその中で御慮願するというふうなことに、この法律がある限りはなると思は

○志村委員 要するに、われわれもその点は考えておるのであります。こ

ういうような研究所の性格上、国家が責任を持たなければならぬ、従つて特殊法人でやれば、あるパーセンテージの株を持たなければならぬというこ

とはわかつておられます。その意味で、二分の一以上ということが考えられるのであります。しかし、問題は、二分の一ということにあまり固定しおるやうな考え方でありませぬ、民間の出資があまり少ない場合に、それを根拠にして、将来政府の研究所に対する出資が考えられるというふうなことはないといふことを私は希望するのであります。大蔵省は、民間の出資なんかには何ら拘泥せず、この研究所に必要な経費は出すというお考えであるかどうか、それをお聞きしたいと思いま

○原政府委員 先ほども希望は申し上げました。なお、この研究所が、当初その性格についていろいろ議論がございまして、私どもの方は実は国立研究所にしてしようという意見だったのであります。それを政府部内ではいろいろ意見調整の結果、国立にはしない、特殊法人たるものにするつもりになりました。それはつまり純粋にオール国ではないというのであります。民間資本を入れるのだということなのであります。従いまして、今後やはり民間資本は入ってくるべきものというふうな考え

ておられます。同時に、そうかといつて、この規定で、半分以上なんだから五％出せばいいので、民間が一億出せば一億一千万出すという、いわばこれをたてにして予算を値切つて参るといふような角度であつては、原子力研究所の将来はいかぬと思つておられます。従いまして、ただいま申しました

研究所の性格にかんがみて、民間にもその辺は十分御協力を願うと同時に、政府は単に民間と対々だけの気持でなくて、研究所の満足な発達のために、場合によつては半分以上でなく、民間の倍にならうが三倍にならうがやるといふ場合もあるというふうな考えてお

○志村委員 先ほど正力国務大臣のお話にもありましたが、民間は、これに対する特別な反対給付は何も求めておられない。きわめてきれいな気持で出資をしていくのだというふうなことであります。他方において、政府は、民間出資の額がどの程度であるかにかかわらず、原子力研究所の必要な経費は、国家としてこれを出すという二つの方針がこの場合確認されたようでありませぬ。そうなつてくれれば、まことにけつこうだと思つて。ぜひそういうふうな将来の原子力研究所の予算面についてはお考え願いたいということをお願いいたしておきます。

それから、次に業務の範囲であります。この業務の範囲というのは八項目を書き加えておられます。その中に、放射線障害の防止に関する研究がかつてはあつたのですが、それが除外されておられます。その理由をお教え願いたいと思ひます。

○島村説明員 法律的なことだと思ひますので、私からお答え申し上げます。が、当初の、志村委員にも御相談申し上げてお考え願つておりました案には、実ははつきりさせる意味で書いておいたのでございませぬ。法律的にこれを見ますと、原子力研究所法案に書き並べました一と二に「原子力に関する基礎的研究を行うこと。」それから

「原子力に関する応用の研究を行うこと。」というのがございませぬ。原子力という言葉自体は、原子力基本法で定義されておられます。かなり広範なものを含んでおられます。またそれに関するといふことでもありますので、障害防止といふふうに取り上げませぬで、一切が含まれるという法律的な解釈に基

きまして、特掲することをやめたわけがございませぬ。御指摘になりました障害防止等はきわめて重要なことでありますので、その研究の態様によりまして、あるものは基礎的研究といふことで読める、あるものは応用の研究といふことで読めるわけがございませぬ。決してやらぬといふことではございませぬ。当然にわれわれはやるということでお考えすることに属するわけがございませぬ。

○志村委員 これは見解の相違といへばそれまでであります。二十二条に書いてあるいろいろな業務の範囲であります。その中で、特に日本は原子力の平和利用といふことをうたつておられます。私たちが伺つたシカゴ大学の学長の話によりまして、平和利用といふ限りは、それに伴うところの放射線障害に対する防止といふことは、兵器に関する場合の秘密に該当するほど大きな項目である、これを最も重視しなければならぬといふことを言われておるのであつて、平和利用の場合には、まさにその通りであるといふふうな解釈しておつたものであります。私たちが特にこれは重要な問題であると考えておるのであります。それを他の方面から類推して解釈されるからいいではないかと言われればそれまでであります。しかし類推するに

しては、あまりに大きな項目ではないか、こう思っております。それが特にこの場合において削除されたということになると、何かそこに理由があるのではないかと考えられる。何にも理由はないのですか。

○島村説明員 たいだいま申し上げましたように、原子力の障害に関する防止はきわめて重要なことでございまして、何かあるのじゃないかとおっしゃる意味が、あるいはやらないのではないかと、いろいろお考えであるとしたし、すれば、全然そうでなく、先生のお考えのように当然やるということでございます。一からずつとお説みいただき、ますとわかりますように、一あるは二で説めるようなことが、重要であるからというので、抜き出されて、特別に掲げられておりますのは、しいて求めますと三くらいのものでございまして、三は、原子炉の設計、建設、操作というふうなことで、これは基礎研究である場合もありませんし、応用研究である場合もあるわけでございます。しかし、応用の研究あるいは基礎的研究と言いつても、それ以外にはみな基礎的研究ということで説めるものでございまして、説めないものばかりが並んであるという次第でございますので、一及び二で説めるようなものは、重要でございまして、もう一つ、二の書き方をとりました以上、重要だからといって特掲するということは重複するという意味でやめたわけでございます。決して御心配のようなことではございませんし、当然研究いたすこともございまして、また説めることでもございまして、

その間に、特別な事情等は何も無いというふうな御了承願いたいと思っております。

○志村委員 実はこのはわれわれの考案で、放射線医学総合研究所ができてから、そこにまかせるのじゃないかというふうにも考えたのでありますが、しかししたさいの御説明のように、法文を作る上についての技術上の問題としてそれが削除され、内容としては当然それが入っておることならば、それから、次にお聞きしたいことは、三十一年の二月十日に決定された要綱、私たちは日本原子力総合研究所法案と言っておりましたが、その三十六条に「研究所は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定め、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。」というふうないわゆる給与規定が書かれておったのであります。今度のこの法案については、それが削除されておる。そうしますと、これは総理大臣の認可を経る必要がなくなったのかどうか、その点をお尋ねいたします。

○島村説明員 同じような法律的な問題でございますので、私からお答えさせていただきます。志村委員のお手元には、確かに給与基準あるいは退職手当の基準等につきましては、内閣総理大臣の認可にかからしめるような条文も入れてございまして、これは実はこの研究所の性格が、公社というふうな形で考えられておりました時分のなごりが実はそこに現われておったということでございます。かように民間の出資

を認めました特殊な法人という形になりました場合には、従来の立法例その他から考慮いたしましたも、給与の準則、あるいは退職手当の基準等、法律をもつて、内閣総理大臣の認可にかからしめるというところは、妥当を欠くからしめるというところは、妥当を欠くからしめることにはいたしたわけでございます。

○志村委員 法律で書けないとすれば、それは当然定款をもつて書かれるということになるだろうと思っております。定款にその給与規定が書かれるのかどうか、そしてその給与規定は内閣総理大臣あるいは大蔵大臣の承認を要するものであるかどうか、その点をお尋ねいたします。

○島村説明員 定款にさような規定を挿入せしめますかどうかということでは、まだ未定のことでございますので、はっきりと申し上げかねることでございすけれども、何分にもこの研究所の所要資金は、志村委員も先ほど以来御指摘になりましたように、国家的に相当強力にバックしなければならぬというところに相なりまして、ある程度の監督は必要ではないかというふうにも考えておまして、全然野放しにするというわけにもいかぬのじゃないかというわけにも考えております。ただ、それを定款記載事項として、定款によつて内閣総理大臣の認可とすることがいいかどうかというところまでは、まだはっきりとした結論を得ておりません。

○志村委員 この原子力研究所には、優秀な人材を網羅しなければならぬという考えから、今までの官吏の給与規定によつては、思うような手当が

得られない。できれば、民間の大会社の技術者の平均ということを実はわれわれは考えておったのであります。そういふふうな給与にしようということになった場合に、果して大蔵省がそれに承認を与えるかどうかということについては、大きな疑義を持つておったわけでありまして、ところが、このたびのものは、給与の規定は一体どこで取り扱うものかということが一向はつきりしないのであります。それについての一つの方針がございましたら、たえば会社社が独自にやるのか、あるいは政府の監督下にやらなければならぬのかという点を、できるだけはっきりさせていただきたいと思っております。

○島村説明員 先ほども申し上げたこととでもありすけれども、相当多額の国家資金で強力に推進しなければならぬと抽象的に申しましたけれども、三十一年度あたりを具体的に考えてみますと、固定資産的なものを出資でまかなうといたしますと、当然に運営費は補助金でまかなわなければいけません。従いまして、補助金でまかなうと申しまして、運営費については、ほか収入の道がございせんから、百パーセントの補助ということにもなりませんので、人件費につきましてもまた補助金でやっていくというように相なるわけでありまして、従いまして、志村委員御指摘のように、優秀な研究者を集めるという上から、あまりにかた苦しい給与準則を作りました場合には、優秀な人が得にくいということも当然予想されますので、さような点は十分考慮いたさなければなりませんけれども、また一面、人件費全額が国の補助

でまかなわれるというふうなことになりませんと、大事な国費のことでございますので、そこにやはり限度というものがおのずからできなくちゃならぬのじゃないか、そういうふうな考えをたたくわけでありまして、ただ、それをたたくと、二割増しにするとかというふうなことにつきましては、まだ固まったラインというものは考えておりませんし、これは大蔵省ともやはり十分内部的に相談もし、また研究所の責任者がきまりました時におきまして、十分に打ち合せて、国費を使って全額まかなっていくという一方の事情と、他方、優秀な技術者を迎え入れるという両方の条件を満たし得るような妥協案を考へなければならぬ、そういうふうにご考へているわけでございます。

○志村委員 お話のように、人件費は全額国庫負担でやるのだから、国家が厳重にこれを監督しなければならぬということ、特に大蔵省の強い要求であるということを聞いておればこそ、私たちはいろいろ心配もしておるのであります。今のお話によると、その点については、はっきりとした結論がまだ出ておらないということでありまして、さつき大蔵省がおいでになるときに、私はこの点についてお聞きしようと思つたのですが、すでにお帰りになつたあとで、むしろもう一方の側と相談しても話にならぬから、私はこの問題は将来大蔵省がおいでになつたときに、もう一べんお聞きしたいので、これは保留しておくつもりであります。いずれにいたしましても、何か知らぬが、原子力研究所の超党派の線が、全体としてある程度破れてくるの

ではないか、さっきの役員の選任の問題にいたしましたも、そのほか今の小さい問題でも、この人件費の問題にしましても、国家の支出が大きいから、従って国家の監督、同時に普通の政府の監督という線が非常に強まってくるのではないか、原子力基本法に書かれているところの民主的、自主的な運営ということについては、多少ひびが入るのではないかと、話が話し合心配されるわけです。しかし、話し合いによって解決の道はないわけではないと思っております。正力国務大臣はその点を十分御考慮の上、今後各省間の折衝をしていただいて、われわれの希望いたしておりますような、原子力基本法に示された根本的な考え方によってこの開発が行われますよう、ぜひお願い申し上げます。

○正力国務大臣 先ほど島村説明員が説明しましたことについて、私からも一言申し上げます。給与の問題につきましては、原子力委員会が非常に考慮しておるわけでありまして、それで、大蔵省が国立でやろうとするものを、国立では給与の平均がこわれて困る、それで特に人材を入れる必要があるし、しかも民間から採るについては、給与規定では困るということで、それを認めた結果、特殊法人になっておるわけでありまして、さっきその点をはっきり私から申し上げたわけでありまして、特殊法人にした最も大きな理由は、人材を入れるために、普通の国立ではないかぬということで特殊法人にしたのであります。なお超党派の線がくずれやせぬかという御心配はごもつともであります、どこまでも超党派の線は尊重していきたいと思っております。

○有田委員長 それでは、本日はこの程度にいたし、次会は、明日午前十時より開会いたし、質疑を続行いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後零時二十九分散会